

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人青松会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び23条の規定に基づき、理事・監事及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、給与、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費交通費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 常勤の役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。  
なお非常勤の役員等は無報酬とする

第4条 常勤の役員等に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式による算出される額

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 給与 毎月末日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程に準じて支給）
  - (2) 賞与 毎年7月及び12月
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出

のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、職員旅費規程に準じて、旅費・日当を支給する。

2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 役員等がこの法人の役員会に出席しかつ会議が1時間を超えた場合には、別表第3に定める交通費を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額300,000円
理事・評議員	月額100,000円
監事	月額80,000円

別表第2（常勤役員等の賞与）

7月の賞与	報酬月額×2箇月分
12月の賞与	報酬月額×2箇月分

別表第3（役員等の交通費）

	日額
理事会・評議員会等への出席	5,000円

※ただし、会議等が1時間を超えた場合のみ支給する。